

## 幼児教育・保育の利用料が**無償化**されます。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育に係る経済的な負担軽減を図る少子化対策の観点から、幼児教育・保育の無償化が開始されます。

### 対象者・保育料(利用料)

#### 3歳児から5歳児クラスまでの子どもの保育料

保育料 月額37,000円までを無償

#### 0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもの保育料

保育料 月額42,000円までを無償

### 対象施設

- 認可外保育施設（佐賀県等に届出をした施設）
- その他のサービス（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）実施施設

### 無償化の対象となるためには

#### 「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。詳しくは、別紙幼児教育・保育無償化にあたり提出が必要な書類についてをご確認ください。

(注2) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。